

長建協発第 417 号
平成 23 年 1 月 31 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

諫早市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、諫早市では、都市計画法に基づき、11地区の地区計画を定めており、それぞれの地区の特性に応じて建築物等に関する制限が定められています。

今般、地区計画の実現を確実に担保させるため、地区整備計画の定められた区域の建築物に関する制限について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例を別添のとおり定めた旨、諫早市長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、条例の施行日は平成23年4月1日で、それ以降に条例で定められた区域において建築等を行う場合は、審査基準となる本条例の対象となりますことを申し添えます。